

令和2年度以降、特恵適用除外措置の適用基準に該当する品目

① 部分適用除外措置(部分卒業)

関税率表の番号等	輸入統計品目番号	品名概要	原産国	基本税率	WTO協定税率	特惠税率	物資所管省	連絡先	連絡先電話番号
該当品目なし									

② 国別・品目別特恵適用除外措置(除外期間:H31.4.1～R4.3.31)

関税率表の番号等	輸入統計品目番号	品名概要	原産国	基本税率	WTO協定税率	特惠税率	物資所管省	連絡先	連絡先電話番号
1007.90ex	1007.90-090	グレーンソルガム(播種用以外のもので、飼料用以外のもの)	アルゼンチン	5%	3%	無税	農林水産省	生産局農産部地域対策官	03-6744-2117

※特恵適用除外措置に関する一般的な質問については、財務省関税局関税課企画第2係(03-3581-4786)までお問い合わせ下さい。